

鳥取県立境高等学校 教務規定

(目的)

第一条 この規定は、鳥取県立高等学校学則（以下学則という。）に基づいて、本校の教育事務に関する事項を明確にし、教育課程を円滑に実施することを目的とする。

(学期及び出欠席等の取扱い)

第二条 年度の区分は第1学期、第2学期、第3学期とする。

- 2 学期の日時数及び出欠席の取扱いは学則に基づいて別途定める。
- 3 転学・留学等の取扱いは学則に基づいて別途定める。

(教科・科目等の履修)

第三条 生徒は学校の定める教育課程の教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動（以下教科・科目等という。）を履修しなければならない。

- 2 科目の選択は前年度に行うものとする。年度中途の科目の選択の変更は原則として認めない。ただし、年度途中に開講される科目については、選択の変更は可能とする。

(履修の認定)

第四条 教科・科目等履修の認定は次の各号に従い、校長が行う。

- 一 出席しなければならない時数の5分の4以上出席していること。ただし、特にやむを得ない理由があると校長が認めたときは認定することができる。
- 二 学習態度が不良と認められないこと。
- 2 学校が定める必修科目、総合的な探究の時間、又は特別活動の履修が認められなかった生徒は、次年度にその教科・科目等を履修しなければならない。

(学習成績の評価・評定)

第五条 学習成績の評価・評定は、履修の認められた教科・科目及び総合的な探究の時間について行う。

- 2 教科・科目の学習成績は学期毎に、考査・平常の学習態度等によって評価し、学期の評価に基づいて年度の成績を評定する。
- 3 教科・科目の各学期の評価・年度の評定は5段階法で行う。
- 4 総合的な探究の時間については、数値的な評価・評定を行わない。

(単位修得の認定)

第六条 教科・科目の学習成績の評定が2以上であるときは、その単位を修得したことを認定する。

- 2 総合的な探究の時間の評価が認定された場合は、所定の単位を修得したことを認定する。
- 3 資格等の単位修得の基準は別途定める。

(追加認定考査)

第七条 学習成績により教科・科目及び総合的な探究の時間の、単位の修得を認定できないときは、校長の判断するところにより追加認定考査を行って、単位を追加認定することができる。

- 2 追加認定考査の時期・回数は、年度内の1回とする。

(卒業の認定)

第八条 校長は、次の各号を全て満たす生徒に対して卒業を認定する。

- 一 高等学校に通算3年以上在籍していること。
- 二 本校の定める必修科目及び総合的な探究の時間の単位を全て履修していること。

- 三 履修が認定された教科・科目等の総単位数が87単位以上であること。
 - 四 教科・科目及び総合的な探究の時間において74単位以上修得していること。
 - 五 学校設定科目を除いた修得単位が54単位以上であること。
 - 六 特別活動の履修が認定され、その成果が目標に照らして満足できること。
- 2 他校において修得した単位は、卒業に必要な単位に含めることができる。

(その他)

第九条 校長は、年間を通して、無欠席・無遅刻・無欠課の生徒に皆勤賞を与える。

附 則

- 1 この教務規定は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度入学生より適用する。
- 2 平成15年9月一部改定
- 3 平成22年3月一部改定
- 4 平成30年3月一部改定
- 5 平成31年1月一部改定
- 6 令和2年1月一部改定
- 7 令和6年4月一部改定